

雇用保険制度の概要

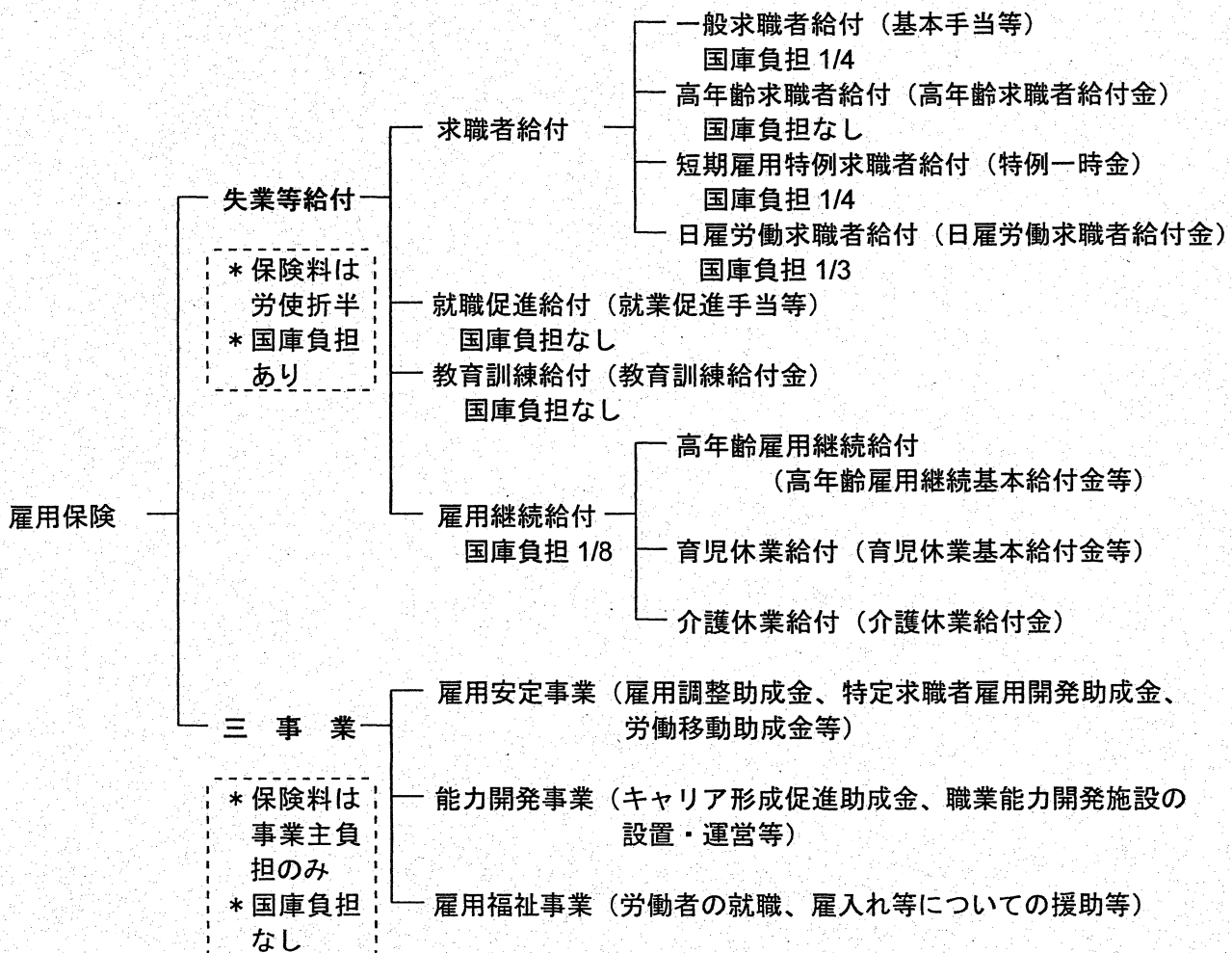
1 制度の概要

(1) 雇用保険は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、
- ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための三事業を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度である。

(2) 雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者（注）が雇用される事業を強制適用事業としている。

注）週所定労働時間 20 時間未満の者や、家計補助的、臨時内職的に就労する者は含まない。



2 失業等給付の概要

(1) 基本手当

一般被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(雇用保険法第4条第2項)

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日(一般の離職者)、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては90日～330日となっている。

イ 基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,740円	6,370円
30歳以上45歳未満	14,150円	7,075円
45歳以上60歳未満	15,560円	7,780円
60歳以上65歳未満	15,070円	6,781円

ロ 基本手当の給付率

(60歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,070円～4,080円	80%	1,656円～3,264円
4,080円～11,830円	80～50%	3,264円～5,915円
11,830円～15,560円	50%	5,915円～7,780円

(60歳以上65歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,070円～4,080円	80%	1,656円～3,264円
4,080円～10,600円	80～45%	3,264円～4,770円
10,600円～15,070円	45%	4,770円～6,781円